

### <ご留意事項>

ロシアへの制裁強化等を受け、流動性が十分に担保できない可能性がある判断し、投資信託約款に基づき、2022年2月28日より当面、当ファンドのご購入・ご換金のお申込みの受付を停止いたします。なお、当レポート発行日時点でお申込みの受付再開時期は未定です。再開の際には追ってご連絡申し上げます。

### 【足元のロシア株式市場情勢と当ファンドへの影響について】

- ◆ ロシア株式市場は依然非居住者による売却が制限される等、正常な取引ができない状態が続いています。
- ◆ 当ファンドはロシア株式市場の状況を受け、お申込みの受付を停止しています。また、ロシア株式等について、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていると判断し、2022年3月22日時点の基準価額から、当ファンドで保有するロシア株式等の評価を「実質ゼロ評価」といたしました。
- ◆ ロシアがウクライナへの軍事侵攻を継続していることや、欧米諸国の対ロシア制裁がさらに強化されていること等から、ロシア株式市場が正常な状態に戻る兆しは見ておりません。

### <足元のロシア株式市場：正常な状態に戻る兆しは見えず>

ロシアの証券取引所は一時停止していた株式市場の取引を2022年3月24日より段階的に再開しました。しかし、外国人投資家による株式の売却については引き続き禁止されています。また、米国や英国等に上場している大半のロシア銘柄の取引も依然として停止の状態が続いています。

また、海外市場に上場しているロシア企業の預託証券（DR）の一部について、国内証券への転換が進められていましたが、EUがロシアの保管決済機関を制裁対象としたことで、そのプロセスが一時停止しています。以上を総合的に勘案すると、ロシア株式等の売買が全面的に可能になるには、時間を要すると思われます。

### <米国人によるロシア株式・債券の新規購入は全面禁止>

米国財務省外国資産管理室（OFAC）は2022年6月6日付で、米国人によるロシアの株式や債券を新規に購入することを禁止すると発表しました。なお売却や、保有の継続については認められている模様です。

これに伴い、米国人によるロシアの株式や債券への投資は実質不可能となることから、ロシア資産の買い手はさらに減り、流動性の低下と価格の下押し圧力につながると想定されます。

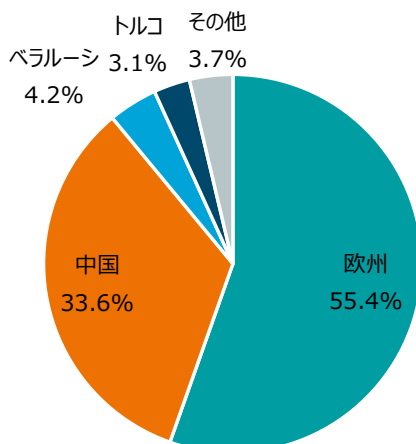
### <さらに強化される対ロシア制裁>

ロシアがウクライナへの軍事侵攻を継続していること等を受け、対ロシア制裁は強化される傾向にあります。

欧州連合（EU）は6月2日にロシアへの追加制裁について正式合意し、ロシア産石油の輸入について、今年末までに92%減らすこととなりました。

原油はロシアの主要輸出品目であり、またロシア産原油の約50%を欧州に輸出していることから、今回の措置はロシア経済に大きな影響を与えるものとして懸念されます。

【図表】ロシア産原油輸出先シェア  
2021年11月時点

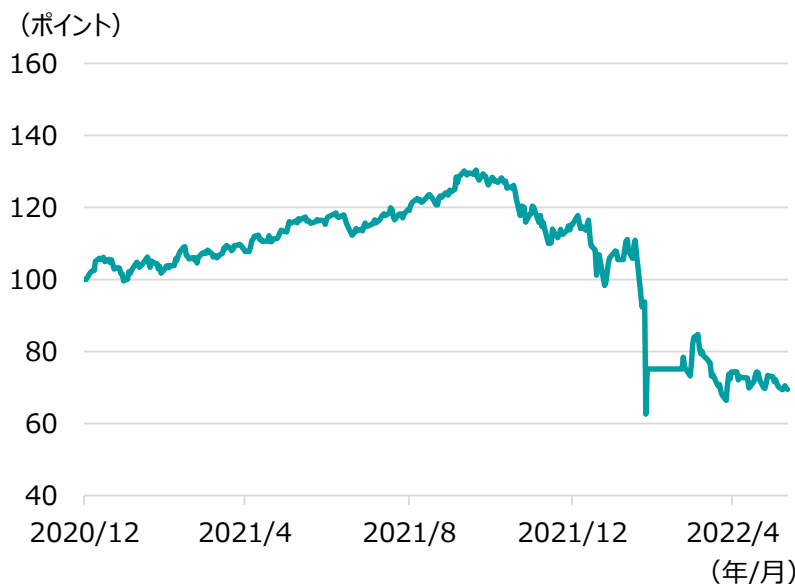


出所：石油天然ガス・金属鉱物資源機構のデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

※ 端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

【図表】ロシアの株式市場（現地通貨ベース）の推移  
期間：2020年12月31日～2022年6月10日、日次



ロシア：MOEXロシア指数

\*2020年12月末時点をもとに100として指数化。

※ **ロシアの証券取引所が株式の取引を停止していたことを受け、2022年2月25日～2022年3月23日の指数は2022年2月25日の値を使用。**

【図表】ロシアの為替（対円）の推移  
期間：2020年12月31日～2022年6月10日、日次



ルーブル高  
円安



ルーブル安  
円高



＜当ファンドへの影響・今後の見通し＞

当ファンドでは、ロシア市場において流動性が十分に担保できない可能性があるとして2022年2月28日以降、当ファンドのご購入・ご換金のお申込みを停止しています。また、ロシア株式等の取引が事実上困難な状態が継続し、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていること等を受け、2022年3月22日時点の基準価額から、当ファンドで保有するロシア株式等の評価を「実質ゼロ評価」といたしました。

なお、前述の通り、ロシア市場の改善の兆しは見えておらず、当ファンドで保有している銘柄を含めロシア株式の売買が全面的に可能になるには、もう少し時間を要すると思われます。そのため、上記措置については、当面継続することが予想されますが、取引が可能となった時点で改めてさまざまな観点から状況を再度見極める必要があると考えています。

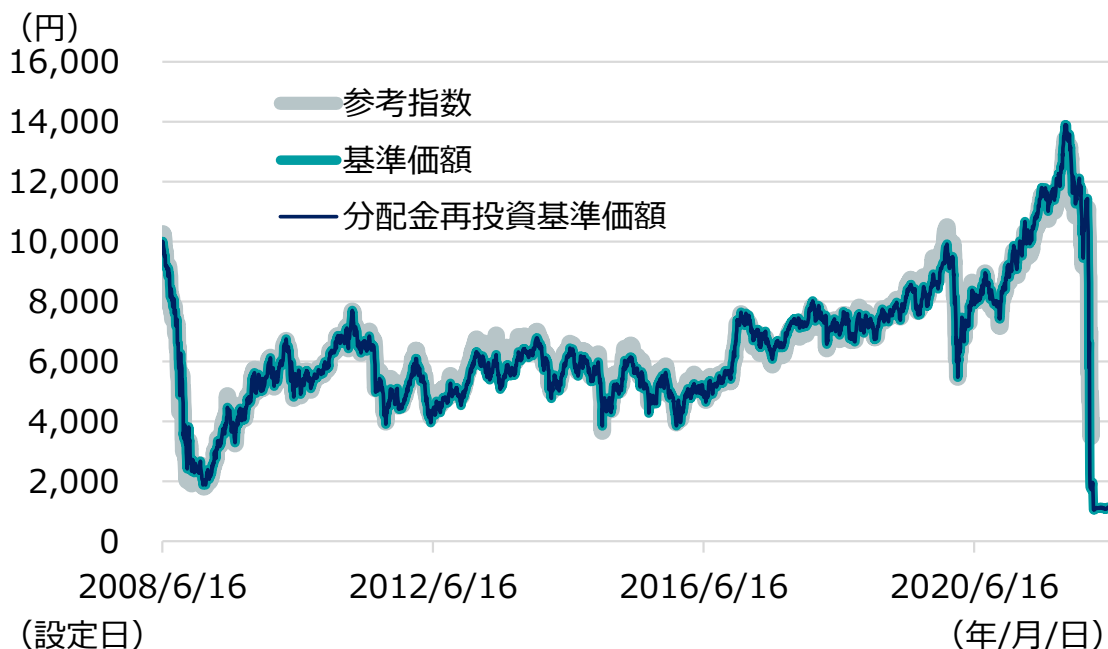
通貨ルーブルは足元では回復傾向にあります。主な背景としては非居住者によるロシア資産の取引が制限される中、市場参加者がロシア国内の投資家等に限定されていることがあります。原油価格が高騰する中でロシアの輸出企業が得た外貨建の収入の一部をルーブルに両替するよう強制されているため、外貨売り/ルーブル買いの取引が生じ、ルーブル高となったと考えられます。

EUは2022年6月2日に対ロシア追加制裁第6弾を承認しました。その中にはロシア産原油の部分的禁輸措置に加え、ロシア最大手の銀行であるズベルバンクを国際銀行間通信協会（SWIFT）から排除すること等が盛り込まれています。これにより、ロシアの貿易決済はさらに困難になり、ロシア企業は外貨を獲得することができず、これまでルーブル市場を支えてきた外貨売り/ルーブル買い取引が先細りする可能性があり、変動性が高まることも予想されます。

出所：各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

**【図表】設定来の基準価額の推移**  
**期間：2008年6月16日（設定日）～2022年6月10日、日次**  
**※参考指数は2022年3月9日まで**



- ※ 基準価額の推移は1万口当たり、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※ 分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算した値であり、実際の投資家の運用成果とは異なります。
- ※ ファンドには購入時手数料がかかります。詳しくは6ページをご参照下さい。
- ※ 当ファンドはMSCI ロシア 10/40（税引後配当込み、円換算ベース）を参考指数とします（設定日を10,000として指数化）。
- ※ MSCI ロシア 10/40は、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

### <参考指数について>

当ファンドは設定来、MSCI ロシア 10/40（税引後配当込み 円換算ベース）を参考指数としておりましたが、2022年6月1日付にてMSCIが当該指数を廃止したことに伴い参考指数は廃止いたします。

### <参考指数のグラフ上での表示について>

当ファンドおよびMSCIは、共にロシア株式部分について実質ゼロ評価に変更しましたが、以下の通り、変更時点が異なります。そのため、当ファンドと参考指数の評価基準に違いが生じ、比較することが適切でないとの判断からグラフの参考指数は2022年3月9日までの表示としております。

当ファンド：2022年3月22日時点の基準価額から実質ゼロ評価に変更

MSCI：2022年3月9日から実質ゼロ評価に変更

※当ファンドの評価基準については後記「<ご参考> ロシアの株式ならびに預託証書等（以下「ロシア株式等」）の評価について」をご参照下さい。

# ファンドの特色

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 1. DWS ロシア株式マザーファンドへの投資を通じて、主にロシアの株式及び預託証券※等に投資を行います。

※預託証券とは、ある国の株式を海外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。

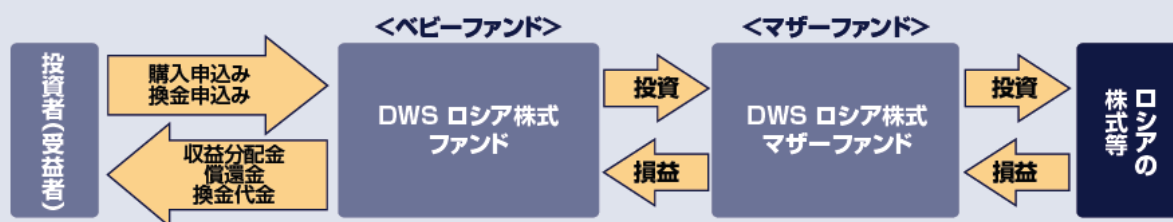
## 2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメント GmbHに委託します。

■DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門(DWS)のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。(詳しくは下記「DWSグループについて」をご参照下さい。)

## 3. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

## 4. ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



### 【参考指数について】

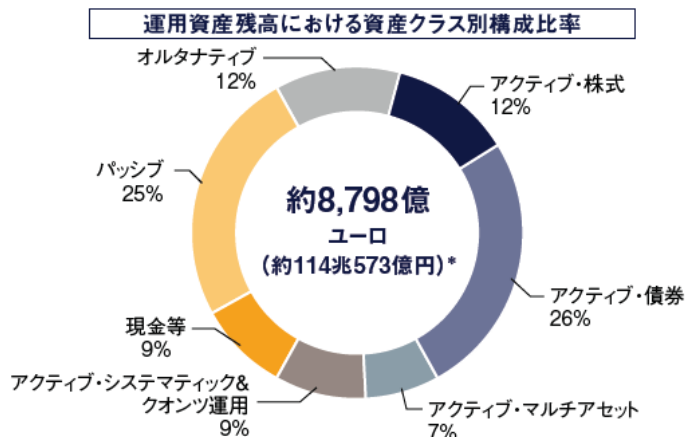
MSCI ロシア 10/40(税引後配当込み 円換算ベース)を参考指数とします。

当ファンドは参考指数に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指数と乖離する場合があります。なお、参考指数は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

ロシアの株式及び預託証券等については米ドル等で取引される場合があります、通貨区分はその取引通貨となります。なお価格には、ロシア・ルーブルとその取引通貨との為替が反映されています。

## 【DWSグループについて】

DWSグループは1956年にドイツで設立され、約8,798億ユーロ(約114兆573億円)\*の運用資産を有する世界有数の資産運用会社です。



\*2021年9月末現在、換算レート:1ユーロ=129.64円/億円未満四捨五入。

※DWSとは、DWSグループの世界共通ブランドです。

出所: DWSグループ

### 投資プロセス

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる業種配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



■綿密な企業調査に基づいたアクティブ運用を行います。

■企業への取材等を通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。

■個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。

■キャッシュフローに基づく利益率に注目し、継続的にバリュエーションをモニターします。

(注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は当資料作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

### ①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### ②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### ③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

### ④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

### ⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## その他の留意点

### ■ロシア株式への投資にあたっての留意点(2022年1月末現在)

- ◆ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が再信託受託会社名義による混蔵保管となります。
- ◆石油等の資源株等については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、制限を受けることがあります。

■マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

■当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## 手続・手数料等

### お申込みについて

|       |                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入の受付 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。<br>ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行休業日には、受付を行いません。 |
| 購入価額  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                       |
| 購入単位  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。                                                                                       |

### 信託期間中について

|      |                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託期間 | 信託設定日(2008年6月16日)から2028年6月15日まで<br>ただし、残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。 |
| 決算日  | 原則として毎年6月15日及び12月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。                                                                                        |
| 収益分配 | 年2回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。<br>(注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。                   |

### ご換金について

|       |                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金の受付 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。<br>ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行休業日には、受付を行いません。 |
| 換金価額  | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額                                                                                      |
| 換金単位  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。                                                                                       |
| 換金代金  | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                              |

### 課税関係

課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。  
原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。  
(注)法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

### ファンドの費用

| 時期                    | 項目           | 費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <投資者が直接的に負担する費用>      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 購入時                   | 購入時手数料       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.85%(税抜3.5%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金時                   | 信託財産留保額      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.5%</b> を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <投資者が信託財産で間接的に負担する費用> |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 毎日                    | 運用管理費用(信託報酬) | 信託財産の純資産総額に対して年率 <b>2.068%(税抜1.88%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他の費用・手数料            |              | 当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。<br>ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 <b>0.10%を上限</b> とします。<br>「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 委託会社、その他の関係法人

|        |                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 販売会社   | 当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。<br>販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。                                         |
| 委託会社   | ドイツ・アセット・マネジメント株式会社<br>信託財産の運用指図等を行います。<br>ホームページアドレス <a href="https://funds.dws.com/jp/">https://funds.dws.com/jp/</a> |
| 受託会社   | 株式会社りそな銀行<br>信託財産の保管・管理等を行います。                                                                                          |
| 投資顧問会社 | DWSインベストメントGmbH(所在地ドイツ フランクフルト)<br>委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。                                          |

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなしますようお願い申し上げます。

- 当資料は、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮していません。
- 当資料記載の内容は、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

| 金融商品取引業者名    |          | 登録番号             | 加入協会    |                 |                 |                    | 備 考                                                                 |
|--------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
|              |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |                                                                     |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○               | ○               |                    |                                                                     |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |                                                                     |
| 株式会社SBI証券    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |                                                                     |
| 株式会社関西みらい銀行  | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第7号    | ○       |                 | ○               |                    |                                                                     |
| 株式会社熊本銀行     | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第6号    | ○       |                 |                 |                    |                                                                     |
| 株式会社群馬銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第46号   | ○       |                 | ○               |                    |                                                                     |
| 株式会社十八親和銀行   | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ○       |                 |                 |                    |                                                                     |
| 株式会社新生銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    | 委託金融商品取引業者：マネックス証券株式会社                                              |
| 株式会社千葉銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第39号   | ○       |                 | ○               |                    | インターネットバンキング、テレフォンバンキング および ちばぎんコンサルティングプラザ(千葉、柏、船橋、市川)での取り扱いとなります。 |
| 東海東京証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       |                 | ○               | ○                  |                                                                     |
| 株式会社南都銀行     | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第15号   | ○       |                 |                 |                    | インターネット販売限定                                                         |
| 百五証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                 |                 |                    |                                                                     |
| 株式会社福岡銀行     | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第7号   | ○       |                 | ○               |                    |                                                                     |
| 松井証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                 | ○               |                    |                                                                     |
| マネックス証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |                                                                     |
| 株式会社三井住友銀行   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第54号   | ○       |                 | ○               | ○                  |                                                                     |
| 楽天証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |                                                                     |

**ロシアの株式ならびに預託証券等（以下「ロシア株式等」）の評価について**  
多くのロシア株式等について、ファンドの基準価額算出に使用する時価には対円での為替変動のみが反映され、ロシア株式等の市場実勢が反映されていない状態が続いておりました。これは2月28日（現地時間）以降、ロシアの証券取引所が株式取引を停止し、また米国や英国等の海外市場もロシア株式等の取引を相次いで停止したことを受けたものです。市場の流動性が大幅に低下している中、実勢を反映した時価の取得が困難な状況となっております。  
その後もロシア株式等の取引が事実上困難な状態が継続し、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていること等を受け、2022年3月22日時点の基準価額から、当ファンドで保有するロシア株式等の評価を「実質ゼロ評価」といたしました。  
なお、基準日時点においても前述の判断に変更はなく、当ファンドで保有するロシア株式等については「実質ゼロ評価」といたしました。  
※現時点においても継続して取引が行われており、妥当性のある時価の取得が可能と判断される一部のロシア株式等については、従来通り、基準価額算出日の前営業日の終値で評価しております。